

【取扱い厳重注意】

平成23年11月2日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局
局員 三田 浩平

平成23年11月1日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりである。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

東京電力グループ東電環境エンジニアリング株式会社 松井 敏彦 常務取締役

2 聴取日時

平成23年11月1日午後4時30分から同日午後5時30分まで

3 聴取場所

港区新橋1-1-13 東新ビル6階会議室

4 聴取者

三田主査

5 ICレコーダーによる録音の有無等

■ あり

□ なし（理由：（「対象者の希望による。」など簡潔に記載））

第2 聴取内容

東電福島事務所の広報について
別紙のとおり

第3 特記事項

特になし

【取扱い厳重注意】

別紙

1 発災直後の被聴取者の役割について

私、松井敏彦は、3月11日発災日直後は、東電福島事務所長として、福島県庁への連絡・調整や、各地方公共団体、マスコミ、一般の方々からの電話対応をしていた。

発災後数日間は、固定電話とFAX受信だけはできる状態であったが、こちらから電話をかけたりFAX送信をすることができなかった。

3月11日夕方頃、福島県自治会館3階に福島県災害対策本部（以下「県災対本部」という。）が設置され、福島県のプレス発表やマスコミオープンの県災対本部員会議が県自治会館において行われるようになり、私は、県からの要請で、県災対本部員会議において、福島原発の状況を説明したことが数度あった。私が、実際に県自治会館に行つてマスコミの前で説明したのは13日までであり、その後のマスコミや県災対本部関係本部員会議の対応については、 GMを始め下の者に任せ、私は、主に東電福島事務所で人員の整備や電話対応をして、たまに県との調整や、INES 7評価や小森常務の福島県庁における記者会見などの対応をしていた。

また、13日未明に、3号機ベント作業において、3号機の電磁弁を開操作するためのバッテリーが不足していたため、私は、東北電力や柏崎刈羽原発と電源車確保に関する調整を行った。その頃に、佐藤福島県知事から電話で「3号機のベントをしないでも良いように最大限の努力をして欲しい。」旨伝えられたことがあった。

2 福島県とのプレスに関する調整について

3月11～12日、県とのプレスに関する調整については、私は、福島第一・第二原発の情報について、主に福島県佐藤生活環境部長に対して連絡していたが、佐藤部長がいない時にごくたまに副知事か片寄生活環境部原子力安全対策課主幹に連絡することがあり、副知事から連絡が直接くることもあった。13日以後は、私ではなく、 GMが片寄主幹と主に連絡調整を行っていたが、たまに、 東電福島事務所長が本店や県との調整を行うこともあったと思う。

3 1号機建屋水素爆発に係る報道について

12日の夕方頃、1号機建屋水素爆発の件で、原子力安全対策課から電話で「本部員会議で説明して欲しい」旨私に依頼が来た。1号機爆発後の状況は当時直ぐに分からず、建屋の水素爆発であることや、目視ではあるが格納容器が爆発したものではないことなどの情報は夕方頃にやっと入ってくる状況であった。とにかく、情報がない中で、福島県庁やマスコミ、一般からの問い合わせが殺到しており、特にマスコミから、おそらく紙面に載せるための1号機の状況が一目で分かるような、写真や映像等を提供して欲しいという要求が大きかった。何かそのような写真等がないか、福島事務所で東電の共有ファイルを探したところ、1号機建屋爆発後の写真があったので、その写真を提供する旨本店と調整をとっていたが、私が思うに本店も国と調整をしていたためであろうが、中々写真を出す許可が本店からおりなかった。そのため、私は福島県事務所長判断で、1号機建屋爆発後の写真をマスコミオープンの県災対本部員会議において出す旨本店に

【取扱い厳重注意】

対して電話で一方向的に言い放ち、その後の、確か、午後10時か11時頃の会議においてその写真を掲げて会議出席者やマスコミに対して見せた。

その後、12日の深夜か13日の未明頃、TVで枝野官房長官が1号機建屋爆発に関して説明した記者会見映像の後に、福島県庁で私が写真を掲げた映像が報道されたことがあった。後に私が他人から聞いた話だが、その報道を見た枝野官房長官の秘書が清水社社長を官邸に呼び出してお叱りになられたようだ。その後、13日の未明頃に、私は、相手が誰であるか忘れてしまったが、本店の者から「写真を公表したことで国からお叱りを受けた。何故勝手に出したんだ。」と叱られた。その時、私個人としては、事実をありのまま伝えているだけで、何故そんなクレームを国から言われるのかと憤っていたので、「それでは、これから福島事務所における発表はすべて本店の了解をとってからにします。」と皮肉交じりに言い放ち、その後は本店の了解がおりた事項のみを発表することとした。

ただ、その時のプレスに係る本店の了解というのは、プレスの時刻やプレス内容の概要について本店と調整を取るものであり、具体的なプレス内容や記者からの質疑応答の内容などは、本店と調整をとってはいなかった。

明示的に本店とどのような内容を説明するなどの具体的な調整を取ることもなかったのは、確か、15日頃に、東電福島事務所から間違った情報を公表してしまったことが発端となり、その後、東電福島事務所と東電本店との調整窓口担当者を決めて、具体的に何の情報についていつ公表するかといったことを資料なり紙なりで調整を取ることもなかった。東電福島事務所の調整担当者は■■■■GMで、東電本店の調整担当者は立地地域部の■■■■氏となった。

4 14日3号機圧力異常上昇のプレスについて

13日以後、電源車確保の調整や、物資・人員の調整を主としてやっていたため、14日の3号機圧力異常上昇、原災法15条通報該当事象のプレスに関して県側と調整したことを覚えていない。その頃、3号機の状況については、冷却系の停止、圧力上昇、作業員一時屋内退避などの大きな出来事があまりに多かったため、もしかしたら、そのような出来事をプレスしたいと調整をしたことがあったかもしれないが、何を具体的に県と調整をしたかは、まったく覚えていない。